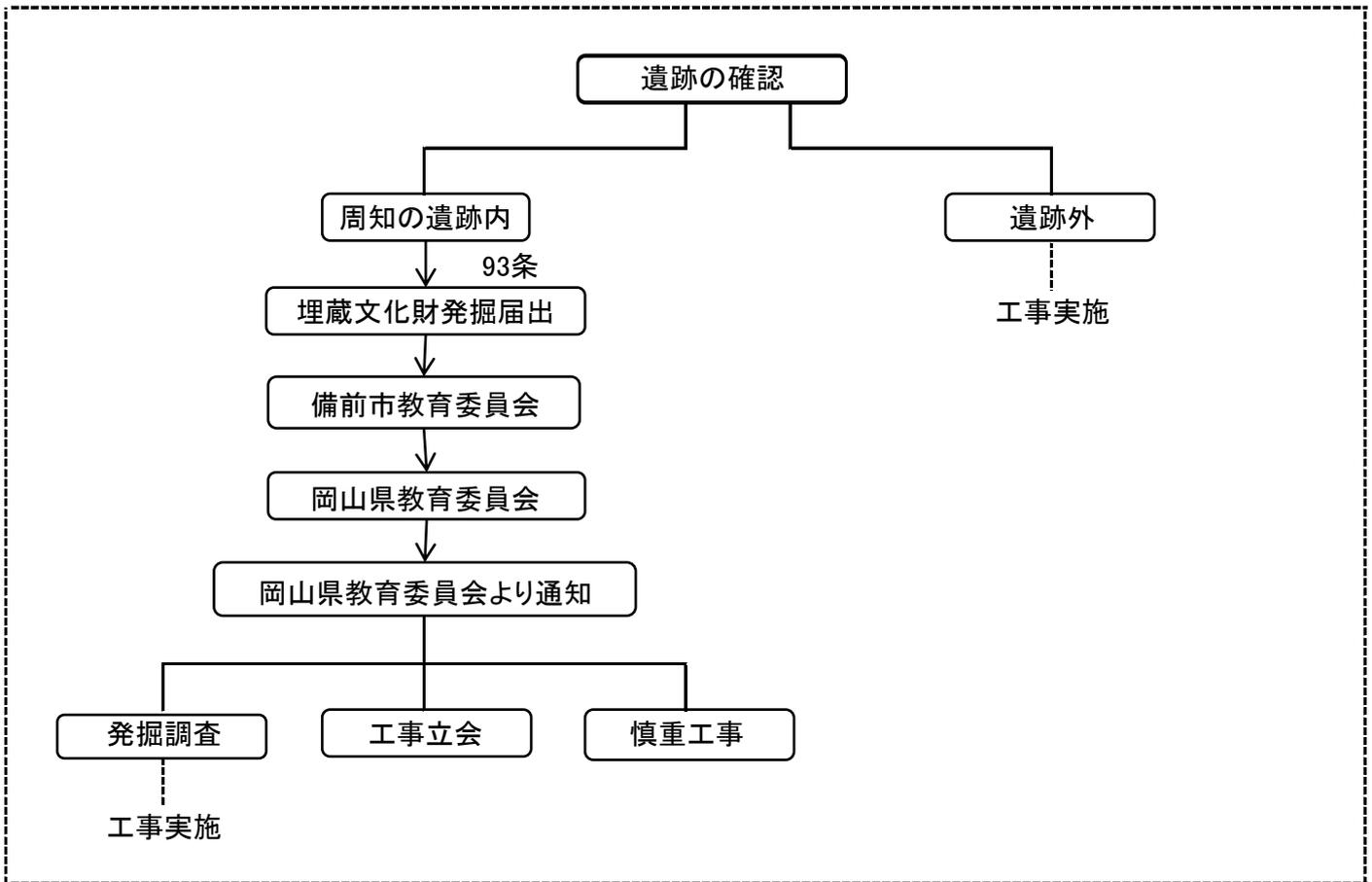


《埋蔵文化財包蔵地の取扱いのフローチャート》



《工事を行う場所が遺跡内の場合》

(1) 埋蔵文化財発掘届け出書の提出(文化財保護法第93条第1項)

遺跡内(周知の埋蔵文化財包蔵地)において建築・造成その他の土木工事を行おうとする場合には、岡山県教育委員会教育長あての「埋蔵文化財発掘届出書」を、工事に着手しようとする日の60日前までに市文化振興課へ提出しなければなりません。※

【必要書類】

- ・埋蔵文化財発掘届出書(届出書には届出者の捺印要)
- ・位置図
- ・工事の範囲を示す図面(造成計画図・断面図など)
- ・設計図(建築平面図・基礎断面図・地盤改良図など)
- ・土地所有者、占有者の承諾書(届出人と異なる場合のみ)
- ・委任状(届出業務を委任される場合のみ)

以上の書類を届出書(A4版)にまとめ、2部提出してください。(捺印をした製本を1部、他はそのコピーで可)

(2) 届出についての指示(通知)

届出に対して、文化財保護法に基づいた県教育委員会教育長からの指示が届出者に通知されます。指示(通知)内容には発掘調査・工事立会・慎重工事などがありますので、指示に従ってください。

- ・工事立会の場合は、該当工事の掘削工事等の行程を事前に市文化振興課にご連絡ください。日程調整後、担当職員が工事に立ち会います。
- ・事前の発掘調査が必要との通知があったものについては、市文化振興課、県文化財課と発掘調査の実施方法、日程などについて、別途ご協議ください。

※発掘調査が必要な場合、工事着手は届出の60日後よりも遅くなる場合があります。